

Title	松会三四郎
Author(s)	柏崎, 順子
Citation	言語文化, 32: 133-139
Issue Date	1995-12-25
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	<a href="http://doi.org/10.15057/8902">http://doi.org/10.15057/8902</a>
Right	

## 松会三四郎

柏崎順子

江戸に松会（まつえ）という本屋があった。確認できたかぎりでは承応二年（1653）から寛政十二年（1800）まで百四十八年、あるいはそれ以上続いたと考えられる江戸を代表する本屋の一人である。松会が板行した書物は古くから松会板（しょうかいばん）と呼称されている。古書業界に始まった呼称だそうであるが、松会板が広く注目されるようになったのは、昭和九年五月、蒐書家として著名な杉浦丘園が京都で所蔵の松会板百三十一点を展覧し、その展覧書目『雲泉荘山誌 別冊第四 家蔵松会板の書目』を同年七月に印刷配布してからのことである。松会板は蒐集の対象としても魅力があるが、江戸時代前期の江戸における出版の発達を考える上で見逃すわけにはいかない出版物でもある。

一橋大学付属図書館三浦文庫には杉浦前掲書目に掲出されていない松会堂板行書が三点所蔵されている。これも松会板の一種である。元禄十四～五年（1701～2）刊、志村三左衛門棹幹・荻生宗右衛門茂卿句読、覆明萬曆十年南京国子監刊本『晋書』百三十卷五十三冊（昌平坂学問所旧蔵）。宝永二～三年（1705～6）刊、志村三左衛門棹幹・荻生宗右衛門茂卿句読、覆明萬曆十年南京国子監刊本『宋書』百卷四十五冊。寛延三年跋刊、底本未確認の『唐書』二百二十五卷八十二冊である。『晋書』と『宋書』は川越城主柳沢保明（吉保）が志村棹幹、荻生茂卿に命じて板刻させた五史の第一、第三である。五史の第二、元禄十六・宝永二年刊、荻生宗右衛門茂卿句読、覆明萬曆十六～十七年南京国子監刊本『南齋書』五十九卷二十一冊。第四、宝永二～三年刊、荻生宗右衛門茂卿句読、覆明萬曆三年南京国子監刊本『梁書』五十六卷十五冊。第五、宝永三年刊、志村三左衛門棹幹句読、覆明萬曆十六年南京国子監刊本『陳書』三十六卷十三冊は、国立公文書館内閣文庫等に所蔵されている。五史板行の経緯については、東条琴台『諸藩蔵板書目筆記』巻四「郡山藩」の条に次のように伝えている。

柳澤家の始祖保山侯、学を好んで著述も頗るおほく、嘗て我土にて史漢、後漢書、三国志の外は歴史の翻刻なく、学者の史学に乏しきをおもひて、萬曆版を全部雕刻あるべしとて、宝永中より志村三左衛門、細井次郎太夫、田中省吾、荻生宗右衛門、矢野理平、安藤仁右衛門等の時儒教輩を延致して校正せしめ、晋より以降は南朝を以て正統とすれば、先は南朝より始むべしとて、志村荻生の二人に命じて右の五史を雕刻ありしなり、その後統て北朝は魏書、北齋書、周書、南北史また隋書、唐書と雕刻あるべきに、嗣侯吉里君の時に和州郡山へ転封ありて、事故多くして成らず、故に京師の書肆松会三五郎へ右の版木賜りしとなん、其後松会にて五史版焼失して、わづかに

晋書のみ半分残りしに、雕刻仕足して、今も世に行はれぬ、宋書、南齊書、梁書、陳書もまゝには世に伝はり、好事家にはあれども世人知る人すくなし（以下略）

「京師の書肆松会三五郎」というのは琴台の錯誤である。享保十七年（1732）以後、松会の家運が衰退し、出版活動をほとんど行なわなくなったことに加えて、安永二年に京都の本屋が板行した『五代史』に取次所として松会三四郎の名が記載されたところから、そのような錯誤が生じたものと推察する。

五史はいずれも無刊記であるが、南京国子監本の体裁にならって、各丁の版心上部に刊年を、版心下部に版刻者名「松会堂」を記載しているところから松会板であることが判明するのである。また著者未詳の『護園雑話』に「五史の点は、柳沢侯の臣志村三左衛門と云ひし人、狹翁と同じく点をつけ書肆松会三四郎刻す」と伝えているところから、松会堂は松会三四郎の店の号であることが判明する。刊記に松会堂と記載する刊本としては、筆者が調査したかぎりでは、既述の『唐書』を含めて他に四点ある。

国立公文書館内閣文庫所蔵『馴象篇』 刊記「享保十四年己酉夏六月穀旦／御書肆 松会堂 寿梓」

国立公文書館内閣文庫所蔵『馴象俗談』 刊記「享保十四年己酉夏六月穀旦／御書肆 松会堂 寿梓」

東京都立中央図書館加賀文庫所蔵『三獣演談』 刊記「享保十四年己酉秋七月／御書肆 松会堂 寿梓」

三浦文庫所蔵寛延三年跋刊『唐書』 刊記「取次所 松会堂／江戸通本町三丁目 西村源六／大坂心齋橋順慶町 柏原屋清右衛門／京東洞院二条上ル町 木村吉兵衛」

このうち『馴象篇』は書物屋仲間の記録『割印帳』享保十四年四月の条に、「板元売出 松会三四郎」として割印を受けたことが記録されている。『馴象俗談』は同年六月の条に「板元売出 松会三四郎」として割印を受けたことが記録されている。『三獣演談』は同年八月の条に「板元売出 松会堂 寿梓」として割印を受けたことが記録されている。これによって松会堂と松会三四郎が同一の本屋であることが確認できるのである。

三四郎は、承応二年、あるいはそれ以前から出版活動を始めていると考えられる市郎（良）兵衛を松会の初代とすれば三代目以降ということになるらしいが、松会の家名として、以後、歴代の当主によって相続、襲名される称である。

三四郎が板行した最も早い刊本は、筆者が調査したところでは、「延宝九年九月上澣日 松会三四郎開板」の刊記を有する国立国会図書館所蔵『女五経』である。市郎兵衛が板行した明証のそなわる最後の刊本と認定してよいかと思われる明暦四年（1658）刊『三社託宣鈔』から二十三年目に、三四郎が出版業者として名をあらわしたことになる。

弥吉光長氏は、「松会板の探求－江戸出版人の代表」（『弥吉光長著作集』3、昭和五十九年）において、市郎兵衛の名がかくれて三四郎の名があらわれるまでの間を松会の二代目が当主であった時期と推定し、三四郎を三代目と推定されている。目下のところは異論をたてる余地のない説である。ただし三代目から三四郎を称するようになった理由については解明され

ていない。二代目までは市郎兵衛を称していたように思われるので<sup>(1)</sup>、外的要因による改名でないとするれば、三代目は二代目の実子でない者が継いだと考えるのが無難であろう。

松会堂を号した三四郎が松会の何代目であるのか考える手がかりとして、松会の三代目、すなわち初世三四郎が当主であったと思われる時期に、松会朔旦を称する者が出版業者として名をあらわしていることに注意すべきではないかと考える。松会朔旦が板行した明証のそなわる刊本としては、筆者が調査したかぎりでは、次の三点がある。

中尾松泉堂目録所載『鼈頭節用集』 刊記「貞享五辛戌辰歳七月吉日 松会朔旦開板」

東京大学総合図書館鷗外文庫所蔵『武鑑』 刊記「元禄十一年 松会朔旦新刊」

東北大学付属図書館狩野文庫所蔵『和国百女』 刊記「元禄八年 松会朔旦」

また、松会三四郎板行書に朔旦が序を載せているものもある。東京大学付属図書館鷗外文庫所蔵の次の四点がそれである。

『本朝武系当鑑』 無刊記。朔旦序末尾に「于時元禄三歳仲呂日松会朔旦」

『本朝武林系録図鑑』 刊記「元禄九丙子歳五月吉日／書林松会朔旦序」

『本朝武林系録図鑑』 無刊記。朔旦序末尾に「于時元禄十二己卯歳／書林松会朔旦序」

『本朝武林系録図鑑』 無刊記。朔旦序末尾に「于時元禄十五壬午歳／書林松会朔旦序」

以上によって、朔旦は、初世三四郎が出版業者として名をあらわした七年後の貞享五年(1688)七月から元禄十五年(1702)までの十四年間、出版事業に関わっていたことが確認される。

その間、三四郎も並行して出版活動を行なっている。三四郎がその間に板行した明証のそなわる刊本としては次の四点がある。

西尾市立図書館岩瀬文庫所蔵『つほの碑』 刊記「元禄十一歳戊寅二月朔旦／長谷川町 御書肆 松会三四郎」

東京大学総合図書館鷗外文庫所蔵『武鑑』(仮題) 刊記「元禄十一戊寅歳／御書物所 長谷川町 松会三四郎」

杉浦前掲書目所載『御伽婢子』 刊記「元禄十二己卯戊寅曆孟春穀旦／武陽書林 松会三四郎／駿河屋傳左衛門／同 又兵衛」

朔旦と三四郎の関係を示唆する資料はまだ発見されていない。

前掲鷗外文庫所蔵『本朝武林系録図鑑』三本に載せている朔旦の序の署名はいずれも「書林松会朔旦」となっている。本屋の経営者であることを署名にうたっているのである。単純に考えれば貞享五年から元禄十五年までの十四年間は朔旦と三四郎と、ともに松会を名のる二軒の本屋が並び立っていたということになる。しかし三四郎は元禄十六年以後も本屋として存続したことが確認されるのに対して、朔旦は元禄十六年以後は本屋として存続した形跡が全く認められなくなる。朔旦は一代かぎりであとに何も残さず消えた本屋ということになるのである。一代で子孫が絶えたというのはいかにも不自然である。とすれば朔旦と三四郎は同一人で、三四郎が中年以降朔旦と号して、時に通称を、時に号を用いて出版活動を行なったと考えるほうが無理がないということになる。朔旦の名は三四郎が出版業者として名をあらわした七年後にあらわれる。三四郎の働き盛りに朔旦の名があらわれるのである。元禄

十一年には、朔旦板行の鷗外文庫所蔵『武鑑』と、三四郎板行の南葵文庫所蔵『武鑑』（仮題）と、判型を異にする二種の『武鑑』が刊行されている。朔旦と三四郎が別人であるとする、板株はどうなっていたのか、説明に苦しむことになるが、同一人であるとするれば、三四郎が『武鑑』の板株を所有していたことが明らかにされているので<sup>(2)</sup>問題はない。憶測の域を出ないが、朔旦は三四郎の号と考えるのが目下のところは無難であるように思われるのである。そうであるとするれば、朔旦の名がかくれるのは、三四郎の名があらわれてから二十一年目、そのあたりで代が替わり、松会の四代目が二世三四郎を襲名したと推定してよいかと思う。

松会堂の号が初めて用いられるのは元禄十四年であるから、朔旦の名がかくれる一年前からということになる。三四郎の代替わりに関する上記の推定が正しければ、五史の『晋書』に松会堂の号を初めて用いたのは初世三四郎ということになる。元禄十六年板行の『南斎書』も初世三四郎が手がけた仕事と考えてよいであろう。二年後の宝永二年から三年にかけて板行された『宋書』『梁書』『陳書』は、二世三四郎が初世三四郎の遺志を継いで行なった仕事と考えるのが無理がないように思われる。

松会三四郎が幕府の御書物所を勤めるようになったのはいつか、確認するまでに至っていないが、『武鑑』の「御用聞町人」の部の「御書物所」の項に松会三四郎の名が記載されるようになるのは、筆者が調査したところでは、元禄九年からである。東京国立博物館所蔵千鐘房須原屋茂兵衛旧蔵元禄九年松会三四郎刊『武鑑』に、御書物所として、出雲寺白水、書林八右衛門とともに「長谷川町横丁 松会三四郎」と記載されている。朔旦が初世三四郎の号であるとすれば、初世三四郎の代に、本屋松会は御書物所を拜命したらしいということになる。松会の三代目初世三四郎以降、三四郎が家名として定着するのは、幕府の御書物所を勤めるようになって、官許なくして家名を変更することができなくなったためと考えられるのである。

元禄九年以後、『武鑑』の「御用聞町人」の部の「御書物所」の項に、毎年、「はせ川丁 松会三四郎」と記載されてきた三四郎の家名と住所とが、享保十七年の『武鑑』においては削除されて空欄となり、翌十八年から元文元年までの『武鑑』においては、「日本橋南二丁目 松会三四郎」と記載されるようになる。享保十七年は三月二十八日に江戸で大火があった年である。諸書が伝える焼失地域の記事からは、長谷川町の類焼を確認することができないが、『武鑑』から家名と住所とが削除されたのは、三四郎の身の上にこの年何らかの故障が生じて御書物所としての勤めを休むことになったからと考えられる。

既述の東京国立博物館所蔵千鐘房須原屋茂兵衛旧蔵元禄九年松会三四郎刊『武鑑』の表紙に、次のようなことを墨書した紙片が貼付されている。

享保中火事比板木焼失宝曆九卯年七月月中焼株名代を以松会三四郎より須原屋茂兵衛買請

「享保中火事」というのが事実であるとするれば、『武鑑』の記載から、三四郎の身の上に何らかの故障が生じたことと推定される享保十七年のことでなければならない。確証はないとしても、右の記事によって、この年三四郎は火難に遭ったとしてまず間違いのないであろう。東条

琴台前掲書に、「松会にて五史版焼失」というのも、おそらくこの年であろう。火難に遭った三四郎の家運は急速に衰退したらしい。そのことは、弥吉光長氏が「江戸時代出版資本の独占過程」（前掲書所収）に紹介された東京都立中央図書館東京誌料所蔵『格翁様武鑑出入一件留』の次の記事によって判明する。

一 右に申、候通、武鑑古来は数種有之候へども、享保之比に至ては松会三四郎、万屋清兵衛、後右二件共書店仕廻申、候、其手前計、致、相統候（以下略）

三四郎が「書店仕廻申、候」というのが事実とすれば、それは元文三年（1738）の頃のことではなければならない。元文二年までは三四郎の家名と住所とが『武鑑』に明記されているのに、翌元文三年から宝暦七年までの『武鑑』は「松会三四郎」と家名のみが記載されるようになるからである。二十年にわたって住所の記載がないというのは異常である。「書店仕廻申、候」というのが元文三年頃のことであったとすれば、『武鑑』に三四郎の住所が記載されなくなったわけも説明がつく。元禄十五年に二世三四郎が家名を継いだとすれば、享保十七年の罹災は三十年目、元文三年の「店仕舞」は三十六年目ということになる。それまでの松会の歴代が二十年前後で交替しているところから考えて、「店仕舞」は松会の五代目、三世三四郎の代のこととしてよいであろう。三四郎の家運が衰退したのは、享保十七年に火難に遭い板木を焼失したのが直接の原因と推察される。罹災したときの当主も三世三四郎と推定するが、打撃が大きく、店を日本橋南二丁目に移して再建を試みてみたものの成功せず、やがて意欲を失い、「店仕舞」となったのであろう。筆者が調査したかぎりでは、享保十七年以降、三四郎が単独で板行した書物は一点もない。享保十九年に、荻生徂徠『度量衡考』を出雲寺和泉、万屋清兵衛、小川彦九郎、須原屋新兵衛、翠廉屋又右衛門、西村源六、中村新七と相板で板行したあとは、寛延三年（1750）に、前掲三浦文庫所蔵『唐書』の取次所として、また安永二年（1773）に、風月堂、知足軒、素行軒、徳興堂相板の三浦文庫所蔵『五代史』の取次所として名をあらわしているほか、『割印帳』に、寛政十年（1798）九月、『古今和歌集』の版元として、版元売出しの前川六左衛門とともに割印を受けたことが記録されているだけである。

宝暦八年（1758）の『武鑑』は未確認であるが、同九年から同十二年までの『武鑑』においては、「御書物所」の項から三四郎の名も削除され、空欄となっている。御書物所としての勤めも休むに至ったと考えられる。

ところが同十三年から寛政十二年までの『武鑑』においては、「御書物所」の項に「浅草茅町横丁 松会三四郎」と記載されている。三四郎は、店を浅草茅町横丁に構えて、再び御書物所を勤めるようになったのである。代替りがある、当主が店の経営に意欲を見せるようになったのであろう。

しかし享和元年以降の『武鑑』においては三四郎の家名も住所も記載されなくなる。三四郎に替わって「御書物所」の項に「御経師 西のくぼ神谷町 松会吉右衛門」と記載されるようになるのである。吉右衛門と三四郎の関係を示唆する資料は見あたらないが、職を異にしていることや、三四郎を襲名していないことから見て、吉右衛門は別家と考えるのが無難であ

ろう。そうであるとすれば、御書物所松会三四郎は寛政十二年（1800）をもって絶えたということになる。

その後の三四郎に関しては文化十五年刊『江戸名家墓所一覧』の「浅草」の項に、欄外に「同（書家）」と標示して「松会平陵墓 名芳文 字子言 称三四郎 文化癸酉十二月六日同（新寺町）行安寺」と記載されていることや、文政十二年（1829）序刊『続諸家人物誌』の「書家部」に、「松会陵 名ハ芳文字ハ子言平陵山人ト号ス下毛ノ人通称ハ松会三四郎始ハ安達文仲ニ從テ詩ヲ学フ後ニ書ヲ以テ業トス文化十年十二月六日没ス歳七十二 著述 書典 臨池余談 草書類彙」と記載されていること、また、弘化五年刊『古今墨蹟鑒定便覧』にも大同小異のことが記載されていることをあげることができるが、それらより早い文化十二年刊『江戸当時諸家人名録』に、「書家 平陵 名芳文 字子言 両国同朋町松会善三郎」と記載されているところから、『江戸名家墓所一覧』以下の書に平陵の通称を三四郎と記載するのは、書家松会善三郎と本屋松会三四郎とを混同した誤りとしてよいかと思う。平陵を下野の人とする『続諸家人物誌』等の記事が正しければ、同人が江戸の松会の一族であるとは考えにくいからである。松会三四郎の行跡は寛政十二年の『武鑑』の記載を最後に絶えたとするのが無難のようである。

## 注

1. 松会板には刊記に「松会衛開板」と記載する諸本がある。杉浦前掲書目は、刊年の記載のある松会衛開板本として、次の二点と、他に刊年不明の四点を報告している。

『二行節用集』 寛文四庚辰年六月吉日 松会衛開板

『をんな仁義物語』 寛文四庚辰年六月吉日 松会衛開板

刊年を記載する松会衛開板本は他には発見されていない。

「松会衛」が松会市郎兵衛の略とすれば市郎兵衛は、『まんねんこよみ大きっしょ』を板行してから十一年目、寛文四年（1664）まで出版活動を続けていたということになる。しかし、以下のように、松会衛開板本は市郎兵衛を襲名した二代目の板行書とする推定も可能であろう。

『三社託宣鈔』が板行された明暦四年以降、『女五経』が板行される延宝九年（1681）九月までの間に板行された明証のそなわる松会板は既述の「松会衛開板」の刊記を有する諸本をのぞけば、「松会開板」と当主の称を刊記に記載することのない諸本しか発見されていない。「松会開板」の刊記を有する松会板が版行されるのはこの期間からであるらしいのである。『長明物語』など、刊記に「松会開板」と記載する本で、この期間より早い刊年を記載する松会板が存在するが、杉浦前掲書目によれば、それらの諸本はいずれも求板本と認定されている。それらの求板本の実際の刊年は、刊記に松会開板と記載されていることをもって、この期間中、あるいはそれ以降の板行と推定するほうが無理がないように思われる。そう考えてくると「松会衛開板」の刊記を有する諸本も、初代市郎兵衛の板行とするよりも二代目の板行とするほうが無理がないように思われる。刊記に市郎兵衛の名を明記してきた初代が、寛文年中に至って、突然「衛」と名を略記するようになったと考えるよりも、市郎兵衛を襲名した二代目が父の仕事と区別するために、自己の板行書の刊記の記載方法を変更したと考えるほうが自然かと思うからである。

2. 弥吉光長氏が「江戸時代出版資本の独占過程」(『弥吉光長著作集』3)で紹介された、須原屋茂兵衛預かり人文吉が、武鑑訴訟のため、天保十五年八月に館市右衛門に差し出した「武鑑品書」という資料のなかに、以下のような記録がある。

- 一 江戸鑑 横本一冊 天和年中
- 一 本朝万世鑑 横本二冊 元禄年中
- 一 本朝武系当鑑 横本二冊御系図入 右同断
- 一 系録図鑑 縦本四冊御系図入 右同断右ハ御書物師松会三四郎より讓請候品ニ付、御伺済有無相弁不申、板行之義も所持無之、右本一通取持罷在候迄ニて売本一切無御座候